

令和8年5月14日（木） 14：00～16：00

令和8年度 第1回横山小学校運営協議会

～ 次第 ～

※授業参観 14：25には、多目的教室（CSルーム）にお戻りください。

本年度の重点【目指す子供像】
～10の取り組みを通して、目指す子供の姿～
「自他を大切にする子」 「ねばり強く取り組む子」 「主体的に行動する子」

参照：P10 グランドデザイン

- 1 開催要件（過半数の出席）確認
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書交付
- 4 自己紹介（委員、オブザーバー、学校職員）
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認（教頭）
- 6 議長の選出
- 7 前回会議録確認
- 8 熟議
 - (1) 学校運営の基本方針について（校長）
※学校いじめ防止基本方針を含む。
 - (2) 学校評価アンケート項目について（校長）
 - (3) 学校運営協議会の自己目標について（教頭）
 - (4) 夢育やらまいか事業（CS加算分）に対する意見書について（教頭）
- 9 報告
 - (1) 学校支援活動の在り方について
 - (2) 年間行事予定
- 10 連絡
 - (1) 令和8年度学校運営協議会自己評価（通知）
 - (2) 次回について
開催日時：令和8年6月25日（木） 9：45～11：45（教職員も参加）
熟議内容：学校教育目標「ふるさとを愛し、夢や未来に向かって挑戦する子供」の具現化について

令和8年度 横山小学校運営協議会名簿（Ⅱ期2年目）

※敬称略

		氏名	備考	
1	委員	青山 敏郎	人権擁護委員、元校長	
2	委員	溝口 玄	竜川ふれあいセンター活動推進委員会委員長、元校長	
3	委員	内野 永士	竜川連合自治会長	
4	委員	藤原 東	龍山自治会連合会長	新規
5	委員	今場 嘉寿	元横山小PTA会長	
6	委員	長田テツ子	元体育指導員	
7	委員	田中 綾	R4PTA会長代理、元竜川幼PTA会長	
8	委員	太田亜希子	学校支援コーディネーター、保護者代表、元竜川幼PTA会長	
9	委員	棚橋 凌	R8PTA会長	新規
	ハザハ-	田中 謙詞	竜川ふれあいセンター所長	新任
	ハザハ-	藤澤 典広	浜松市龍山支所長	
	ハザハ-	坂井 久司	龍山民生委員、児童委員協議会会長	
	ハザハ-	森下 智子	竜川主任児童委員	
		長坂麻里子	校長	
		鈴木 正委	教頭	新任
		遠見石範子	教務主任、コミュニティ・スクール担当	
		沖 みどり	CSディレクター	
		市川 有佳	学校支援コーディネーター、図書館補助員、理科支援員	

令和8年度 横山小学校運営協議会 年間開催計画

※会場は、校舎3階 多目的教室（CSルーム）

回	日時	備考
第1回	令和8年 5月14日（木） 14:00～16:00	授業参観
第2回	令和8年 6月25日（木） 9:45～11:45	授業参観、教職員参加
第3回	令和8年10月 6日（火） 14:00～16:00	授業参観
第4回	令和9年 2月 2日（火） 14:00～16:00	学校関係者評価、自己評価

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日
浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度 第3回 横山小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月6日（金） 午後2時00分から午後3時45分まで
- 2 開催場所 横山小学校 3階多目的教室
- 3 出席委員 青山 敏郎、溝口 玄、内野 永士、今場 嘉寿、長田 テツ子、
田中 綾、太田 亜希子、棚橋 巧
- 4 欠席委員 森口 紋太郎
- 5 オブザーバー 鈴木 孝（竜川ふれあいセンター所長）、
森下 智子（竜川主任児童委員）、藤原 二三美（前龍山主任児童委員）
- 6 学校支援コーディネーター 市川 有佳
- 7 学 校 長坂 麻里子（校長）、川村 雄司（教頭）、沖 みどり（CSディレクター）
- 8 教育委員会 加藤 大輔（学校・地域連携課）
- 9 傍 聴 者 なし
- 10 会議録作成者 CSディレクター 沖 みどり

11 議長の選出

司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、今場委員が、本日の議長を務めることを申し出、全員異議なくこれを承認した。

12 協議事項

- (1) 学校関係者評価について
- (2) 次年度の学校経営の基本方針について
- (3) 学校運営協議会の自己評価について

13 会議記録

司会の川村教頭から、委員総数9人のうち8人の出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

(1) 学校関係者評価について

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき学校関係者評価について説明があり、委員からは、以下の発言があった。

- ・ 「学び合う」ということは、子供たちにとって実感しにくい。学習指導の中で、手立てを工夫していくことが大切だと思う。（青山会長）
- ・ 子供との授業の流れをよい方向へ導いていくことで、教員としても達成感を味わうことができるのではないか。（溝口副会長）
- ・ P T A活動の中での子供たちは、お互いに学び合っていると感じた。（棚橋委員）

- ・ いじめに関して、子供たちの様子を先生や親がよく観察することが大事だと思う。(内野委員)
- ・ 「いじめ」はあってはならないことである。横山小の子供たちには、いじめは感じられない。(長田委員)
- ・ 幼稚園等で個々の喧嘩だったものが、小学校に入り多人数となると、いじめに発展してしまうという心配はある。しかし、子供を信頼し、お互いの気持ちを尊重することができるまで、見守ることも大切だと思う。(田中委員)
- ・ 喧嘩をすることで、お互いの意見を言い合い理解することができるため、喧嘩といじめは一緒ではないと思う。親としては、子供たちで解決させ、介入しないよう心掛けている。(太田委員)
- ・ いじめの指導計画を立てること自体、大変なことだと思う。子供たちの逃げる場を作ることでも大切なのではないか。(溝口副会長)
- ・ 「いじめ」は見えなくても周りには存在している。常に気を配り、見逃さないようにしなくてはいけない。(今場委員)

(2) 次年度の学校経営の基本方針について

議長の指示により、校長から、別紙資料に基づき次年度の学校経営基本方針について説明があり、協議の結果、全員異議なくこれを承認した。

(3) 学校運営協議会の自己評価について

議長の指示により、教頭から、別紙資料に基づき各委員から提出された自己評価について説明があり、取りまとめたものを学校運営協議会としての自己評価とすることを確認した。

その他報告事項等

それぞれの担当者から、夢育やらまいか事業（CS加算分）について、図書室・郷土資料室ボランティアについて、コミ・スクだより、「ちいさな親切」運動についての報告があった。

司会からは、次回会議を、令和8年5月14日（木）午後1時45分から3階多目的教室で開催する旨の報告があった。

(様式1)

学校番号 (小)・中 087)
令和7年度 学校運営協議会自己評価表
浜松市立(横山小) 学校運営協議会長

<本年度の目標>

- 過疎化・少子高齢化が進む地域の小規模校において、子供、学校のために、地域が学校支援として何ができるのか熟議する。
- 地域に学ぶ活動における支援のあり方について熟議する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

少人数の学校の現状、今を生きる子供たちに必要な資質・能力などについて説明を受け、それらと学校教育目標「ふるさとを愛し、夢や未来に向かって 挑戦する子供」、目指す子供像「自他を大切にする子」・「ねばり強く取り組む子」・「主体的に行動する子」、「10の取組」の意味合いや関わり、また、児童個々の実態を捉えた小規模校ならではの学校評価について熟議できた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

学校教育目標、目指す子供像を具現化していく上で、少人数の課題を捉えながら、また、子供たちの思いや主体性を生かしながら、地域でできる支援について熟議でき、そのいくつかを実施することができた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

学校ホームページに加え、本年度は協議会ごとにコミ・スクだよりを発行し、協議内容をさくら連絡網で保護者にも発信した。ボランティア募集のコミ・スクだよりは自治会回覧も利用し、地域の支援を得ることができた。また、地域の会合では学校の様子伝えたり、学校行事や活動への参加・協力をお願いしたりした。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- 児童4名に応じた教育課程、閉校を見据えた学校経営方針において、子供、学校のために地域が学校支援として何ができるのか熟議する。

浜松市の学校教育基本理念

「描く夢や未来の実現」

[主体性] [多様性・包摂性] [信頼・協働]

令和8年度 横山小学校

グランドデザイン

光が丘中学校区一貫教育

<目指す子供像>

試す人・信頼される人・夢ある人

<交流教育>

校訓

みんな仲よく
自分から
力いっぱい

学校教育目標

ふるさとを愛し、夢や未来に向かって 挑戦する子供

- 伴走者として、支援する職員
- 協働し、学び続ける職員
- 人権を尊重する言動がとれる職員

学校：全職員

家庭：保護者・家族、PTA活動

○やすらぎ・しつけ・見届けの場所

みんなで リレー

未来へ スタート

横山小学校

児童

自分らしさ

安全・安心

○地域の宝である竜川・龍山の子供たちの健全な育成に努め、学校教育の支援及び地域の文化向上に寄与する（育てる会会則より）

コミュニティ・スクール＝地域とともにある学校

地域：学校運営協議会・
各種団体・コミュニティ

○学び・交流・貢献の場所

重点目標と10の取組

自他を大切にする子

ねばり強く取り組む子

主体的に行動する子

<学びぐんぐんプロジェクト>

- ① 自立した学習習慣の定着
- ② 実生活・実社会とつながる学びの推進
- ③ ICTを有効に活用した授業改善

<心ぽかぽかプロジェクト>

- ④ 体験・交流活動の充実
- ⑤ 道徳・人権教育の推進
- ⑥ 「心の輪 挨拶運動」の活性化

<心身はつらつプロジェクト>

- ⑦ 安全教育の充実
- ⑧ 健康教育の充実
- ⑨ 運動技能と体力の向上の取組み

⑩ キャリア教育の推進

仲間・自分

解決

夢

たつ子わくわくチャレンジ（特活、総合的な学習の時間、教科）を核として

浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針
(令和8年3月末見直し)

浜松市立横山小学校

浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
	(1)いじめの未然防止	4
	(2)いじめの早期発見	4
	(3)いじめへの対処	5
	(4)地域や家庭との連携	5
	(5)関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
	(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
	(2)いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	7
	(1)横山小年間指導計画	7
	(2)いじめの未然防止	8
	(3)いじめの早期発見	10
	(4)いじめに対する措置	11
	(5)関係機関との連携	11
	(6)学校における教育相談体制の整備	12
	(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
	(8)いじめが「解消している」状態	12
	(9)「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	12
3	地域や家庭の役割	13
	(1)地域の役割	13
	(2)家庭の役割	13

第3 重大事態への対処.....	13
1 重大事態の意味	14
(1)生命心身財産重大事態	14
(2)不登校重大事態.....	14
(3)子供や保護者からの申立て	14
2 重大事態の調査組織.....	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	14
4 調査結果の提供及び報告	14
5 その他の留意事項.....	15

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 13 条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第 2 条第 1 項及び第 3 項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(以下「校内いじめ対策委員会」という。)を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気づき・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付くようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3) いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4) 地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

○委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。

○参画する教職員等

- ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導担当教員、養護教諭、学級担任、
- ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
- ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任等、関係の深い教職員を追加する。

○週1回程度ミニ生徒指導委員会・ミニいじめ対策委員会を定期的を開催するとともに、年5回いじめ対策委員会を開催する。いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。

※ミニ生徒指導委員会・ミニいじめ対策委員会とは、週1回程度、職員会議や打ち合わせなどに合わせて行い、職員が児童の表れや気になる言動などについて、実態把握と今後の指導・支援について共通理解し、話し合う場とする。

○学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。

○重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割

イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割

ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割

エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

ア 校長 : 「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。

イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。

ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。

エ 生徒指導担当教員

: いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。

教職員からの情報を収集し、全校児童の実態を把握する。

オ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。

カ 学級担任・教科担任

: 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。

キ 発達支援コーディネーター

: 発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。

ク SC : 心理に関する教育相談を担う。

ケ SSW : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1) 横山小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1学期		2学期		3学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆いじめ対策委員会① ・基本方針・組織の確認 ・児童理解 <input type="checkbox"/> ○始業式・(入学式) ・基本方針の説明 <input type="checkbox"/> 授業開き ・人間関係作り(GE) ・1年間のめあて(CP) OPTA 総会、校区確認 ・基本方針の説明 <input type="checkbox"/> 学活 ・学級目標の設定 <input type="checkbox"/> キャリアガイダンス <input type="checkbox"/> 児童会活動開始 <input type="checkbox"/> ○運動会	夏季休業 9	◆○個別面談(CP) ◆校内研修・いじめ対策委員会③ ・児童理解や児童福祉 ・いじめ未然防止、早期発見等のための研修 ・基本方針、横山小の約束の見直し 等 <input type="checkbox"/> 2学期授業開き ・2学期のめあて(CP) ・人間関係作り(GE) ・はままつマナー <input type="checkbox"/> はつらつ訪問・やすらぎ訪問 <input type="checkbox"/> 連合教育(光明小)	1	<input type="checkbox"/> 3学期授業開き ・3学期のめあて(CP) <input type="checkbox"/> なわとび記録測定
5	<input type="checkbox"/> 生活アンケート ◆○学校運営協議会① ・基本方針の説明 ○参観会・懇談会 <input type="checkbox"/> 道徳(公正・公平)	10	<input type="checkbox"/> 学校公開週間② ◆○生活アンケート② ◆○学校運営協議会③ <input type="checkbox"/> 修学旅行 <input type="checkbox"/> ポート体験・陶芸教室 ◆校内研修 ・児童理解、教育相談、カウンセリングマインド(SC) ◆一貫研参観研修	2	<input type="checkbox"/> 連合教育(光明小) <input type="checkbox"/> 参観会・懇談会 ◆○学校運営協議会④ ・学校評価公開 <input type="checkbox"/> 生活アンケート③ ◆いじめ対策委員会⑤ <input type="checkbox"/> 思い出遠足 <input type="checkbox"/> 地域の方に感謝を伝える活動等の実施
6	<input type="checkbox"/> クラブ活動① ◆○いじめや命について考える週間 ・人権教室 <input type="checkbox"/> 連合教育(光明小) ◆○学校公開週間① ・道徳公開(生命尊重) ◆○学校運営協議会② <input type="checkbox"/> 浜松街たんけん <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート① ◆いじめ対策委員会②	11	<input type="checkbox"/> 道徳(相互理解・寛容) <input type="checkbox"/> 中学校区夢講演会 <input type="checkbox"/> はままついじめアンケート② ◆いじめ対策委員会④ <input type="checkbox"/> 参観会(学習成果発表)・懇談会・学校保健委員会	3	◆次年度への申し送り事項の確認 ○小中連絡協議会 <input type="checkbox"/> 学活 ・年間の振り返り(CP) <input type="checkbox"/> 卒業式 ◆○閉校式
7	<input type="checkbox"/> クラブ活動② <input type="checkbox"/> 学活 ・1学期の振り返り(CP) ◆○終業式 ・夏休みの過ごし方	12	<input type="checkbox"/> 学活 ・2学期の振り返り(CP) ◆○個別面談(CP) ◆○終業式 ・冬休みの過ごし方		

※GE：構成的グループエンカウンター ※CP：キャリア・パスポート

年間

- ・道徳の授業における(友情・信頼)(公正・公平)(感謝)等の指導を行う。
- ・はままつマナーを使った指導を行う。
- ・ポータルサイト「みんなの学び」、SNS ノートなどを活用した情報モラルの指導を行う。
- ・「横山小の約束」について、学校生活を送る中で児童とともに随時見直す。
- ・朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」「今日のヒーロー」等の取組を行う。
- ・会議等のない月曜日の放課後は教育相談日として、保護者、児童が気軽に相談を行える時間を確保し、周知する。
- ・SCと予定を調整して、年1回以上SCと児童の個別面談を行う。

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「ふるさとを愛し、夢や未来に向かって 挑戦する子供の育成」の具現化を目指し、「自他を大切に作る子供」と「粘り強く取り組む子供」「主体的に行動する子供」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

○毎年6月を「いじめや命について考える週間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

- ・校長講話
- ・命をテーマにした児童図書の読み聞かせと展示
- ・道徳「生命尊重」「いじめ防止」「公正・公平」
- ・人権教室
- ・ブログ・学校だより等による保護者・地域への啓発

○教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見ていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。

○教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。

○家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。

○「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。

○子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。

○子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
年間 6月	「情報モラル指導」での情報モラルについて考える授業の実施 「命について考える」をテーマにした「いじめや命について考える週間」の実施
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間	学級における授業のルールについての児童の話合い
年間	あいさつ、正しい言葉遣い・あたたかい言葉（ふわふわ言葉）の全校での取組・実施
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルール作り
4月	学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）
4月	ハッピー健康の日に構成的グループエンカウンターを用いた「よりよい人間関係作り」の活動
学期末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	
年間 6月 年度末	「あいさつ」や「声掛け」による誰に対しても気持ちのよいあいさつができる学級・学校作り 「はままつマナー」を活用した振り返り 「友情・信頼」をテーマにした道徳の授業 「相互理解・寛容」をテーマにした道徳の授業 「公正・公平」をテーマにした道徳の授業の実施 「生命尊重」をテーマにした人権教室と命について考える週間の実施 「感謝」をテーマにした道徳の授業、お世話になった地域の方や横山小に感謝を伝える活動等の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
年間 隔月	多様性の理解につながる学校行事や連合教育等の実施 SSWによる家庭訪問
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
毎日 4月 年間	帰りの会における「よいこと見つけ」の取組 横山小運動会の実施 ハッピー健康の日に心の健康に関する指導の実施 「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成 「はままつマナー」を活用したふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

※ハッピー健康の日：月1回、心と体の健康について指導する日

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期アンケート調査：1学期1回、2学期1回、3学期1回
- ・はままついじめアンケート：1学期後半1回、2学期後半1回

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。
- ・学校で実施する。
- ・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。
- ・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

- ・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

- ・定期個人面談：上記アンケートを実施後、必ず全員行う。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

- ・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

- ・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5)関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。
- 発達支援教育への理解や対応について研修を深める。

(8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること(少なくとも3か月を目安とする)
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9) 「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立横山小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1) 地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、行政及び地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2) 家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- 毎月の教育相談日やSCを活用し、子供の学校での様子を把握し、家庭での様子を伝え、子供理解に努め、早期発見、早期対応につなげる。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外の場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。
- 子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。
 - ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
 - ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

令和8年度 学校評価項目

項目		No	評価項目（主語は、評価者によって変わる）
10 の 取 組	学 習	①	学習習慣（学びに向かう姿勢・準備や片付け・学習方法の選択・家庭学習）が身についている。
		②	学習したことが、生活や社会と結びつき、役立っている。または将来、役に立つと実感できている。
		③	学習方法の手段の一つとして、タブレット端末を活用することができる。
	生 活	④	体験や交流を通して、様々な人と楽しく活動することができる。
		⑤	自分や周りの人の考えや気持ちを大切に、尊重する気持ちをもって生活することができる。（情報モラルを含む）
		⑥	心のこもった挨拶や声掛けをしている。
	健 康	⑦	自分や周りの人の安全について考えて、安全に行動することができる。
		⑧	生活習慣や食生活に関心を持ち、自分の健康に気を付けて生活をしている。
		⑨	運動技能や体力の向上を目指し、目標をもって運動に取り組んでいる。
	キ ャ リ ア 教 育	⑩	自分や周りの地域の人・もの・ことよさが分かり、大切にすることができる。
-1		【仲間・自分】	
-2		課題の解決や目標の達成に向かって、粘り強く取り組むことができる。	
	-3	【解決】 夢や未来の自分や地域の姿を思い描き、今できることを考えて、自分から行動することができる。【夢】	
経 営	1	学校は、一人一人のよさ（自分らしさ）を認め、大切にしている。	
	2	学校は、困ったことがあったときに、安心して相談できる環境が整っている。	
	3	学校は、「横山小学校いじめ防止基本方針」のもと、適切な対応や取り組みをしている。	
	4	学校は、保護者や地域と必要な情報を共有できている。	
教 師	1	伴走者として、児童の学習や生活に適切な支援を心掛けている。	
	2	学校内外を問わず、主体的に学ぶ意欲と共に学ぶ姿勢をもって研修に努めている。	
	3	誰に対しても人権を尊重した言動を心掛けている。	

(様式1)

令和8年 5月〇〇日

浜松市立横山小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 溝口 玄 様

浜松市立横山小学校運営協議会
会長 青山 敏郎

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年5月14日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

①竜川・龍山地区は、教育的資源が豊富な地区である。学校・地域・家庭の連携を推進しながら、地域の「人・もの・こと」と積極的に関わり交流することを通して学ぶ機会を充実するべきである。

⇒教育課程に位置付けた「たっつ子わくわく学習」において、「ふるさとに学ぶ活動」を設定する。地域住民や地域に由来する方を講師として招き、米作り体験やボート教室、陶芸教室などを通して、ふるさとを思う気持ちや夢に近付こうとする気持ちを育てていく。

②少人数の中でも、自分の目標をもち、「ねばり強く取り組む子」を一層高めることができる場を積極的に教育活動に組み込んでいくべきである。

⇒専門的な講師を招くことで学習の充実を図り、学習面の充実を図る。こつこつと活動に取り組み、やり遂げる体験を積み重ねることができるようにする。

令和8年度 学校支援活動の実施計画（案）

【趣旨】

学校・家庭・地域が一体となり、子供たちの豊かな学びと健やかな成長を支えるとともに、本校の歴史を次世代へつなぐための支援体制を構築する。

1. 地域ボランティアの募集内容

今年度、以下の活動を中心に地域の皆様のお力をお借りしたいと考えています。

活動項目	内容詳細	備考
① 郷土資料の 清掃・整理	室内の清掃、物品や資料の整理・移動 払い出しの補助	地域の歴史を整理する活動。
② 図書室の 蔵書整理	古くなった資料（本）の廃棄作業、書架の整理、 本の移動（屋外の倉庫・教室）修繕など。	子供たちが使いやすい環境作り。
② 閉校関連 支援	物品や資料の整理・移動など。	【新規】閉校に向けた準備活動。

2. 学習活動を充実させる「講師」のご紹介について（お願い）

子供たちの学びに「本物の体験」や「専門的な視点」を取り入れたいと考えています。委員の皆様のネットワークの中で、以下のような分野で外部講師としてご協力いただける方がいらっしゃいましたら、ぜひご紹介ください。

- 伝統文化・郷土芸能（地域の歴史、工芸、昔遊びなど）
- 専門的な知識・技能（職業講話、科学、芸術、スポーツなど）
- 閉校に関連するエピソード（校史に詳しい方、旧校舎の思い出を語れる方）

令和8年度は閉校に向けた大切な節目の年となります。地域の皆様の知恵と力をお借りし、子供たちにとって心に残る1年にしたいと考えております。活発なご意見・ご紹介をお願いいたします。

令和8年度 横山小行事予定表

日	10月	21	11月	19	12月	16	1	1月	16	2	2月	18	3	3月	15	日
1	木	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	1
2	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	2
3	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	3
4	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月	4
5	月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	5
6	火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	6
7	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	7
8	木	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	8
9	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	9
10	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	10
11	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月	11
12	月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	12
13	火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	13
14	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	14
15	木	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	15
16	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	16
17	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	17
18	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月	18
19	月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	19
20	火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	20
21	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	21
22	木	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	22
23	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	23
24	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	24
25	日	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	月	25
26	月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	26
27	火	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	27
28	水	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	28
29	木	日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	29
30	金	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	30
31	土	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	31

給食回数	19	給食回数	19	給食回数	14	給食回数	15	給食回数	15	給食回数	13	
年間授業日数 1年	日、2~6年	日	2学期給食回数	70	3学期給食回数	43	年間給食回数	176	3学期授業日数	49	年間授業日数	194
			2学期授業日数	75								

学校運営協議会長各位

浜松市教育委員会
学校・地域連携課長 佐藤 智香

令和 8 年度学校運営協議会自己評価の実施と結果等の報告について（依頼）

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、本市のコミュニティ・スクールにつきまして御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、学校運営協議会は、浜松市学校運営協議会規則第 8 条第 2 項に基づき、毎年度、自己評価を行うことになっています。評価に当たっては、別添「学校運営協議会自己評価実施要項」に沿って実施し、結果について下記のとおり御報告願います。

記

- 1 提出物 「令和 8 年度学校運営協議会自己評価表」（様式 1）
- 2 提出期限 令和 9 年 2 月末日（最終の学校運営協議会終了後、速やかに）
- 3 提出先 各学校へ御提出ください。
- 4 その他
 - (1) 自己評価の手順について、実施要項、学校運営協議会の自己評価の記入上の留意点を参考にしてください。協議会において、委員全員で十分に話し合って進めていくようにしてください。
 - (2) 自己評価の結果については、CS 便りや学校ホームページ等を活用し、広く保護者や地域住民等に公表するよう努めてください。

(様式2)

令和8年度 学校運営協議会自己評価表

委員名 ()

<本年度の目標>

- ※ 前年度に協議会で協議した目標を記載する。
- ※ 目標が、会議体として相応しい目標となっているか、また、学校運営の基本方針に関わることを中心に据えられているか等を確認する。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目1をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 学校運営の基本方針（自校の学校教育目標や「育てたい力」等）について、協議した内容を簡潔に評価する。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ ア よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

- ※ 参考資料【熟議チェックシート】の評価項目2をもとに、振り返る。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。
- ※ 成果・課題などを簡潔に記載する。方法論だけではなく、「育てたい力」や「目指す子供の姿」とのつながりをポイントにする。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った イ 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

- ※ 協議会での協議結果（会議録への記載内容等）について、どんな方法による情報発信を行ったか、それによってどのような効果があったのか等を振り返って記載する。
- ※ 委員個人の評価ではなく、協議会としての視点で評価する。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ※ 委員個人の目標ではなく、協議会の目標を記載する。
- ※ 学校運営協議会は、会議体であるため、会議体として相応しい目標を設定する。委員が、個人としてボランティア活動に参加することは想定されるが、学校運営協議会がボランティア活動の主体となることは想定していない。
- ★ 自己評価の結果については、学校ホームページで公表する。

【参考資料】

【 熟議チェックシート 】

氏名 ()

できている もう少し

評価項目 1			校長の説明を聞いて、分からない用語や疑問に感じたことを遠慮なく質問し、それに対して理解・納得できる回答が得られた。
			基本方針の承認にあたり、校長の説明を聞置くだけでなく、よりよい学校運営のために委員が建設的な意見を発言できた。
			委員が、学校教育目標や学校運営の基本方針についての内容を理解し、共有した。
			学校評価などの評価結果を生かした改善について確認した。
			学校運営について、委員が率直に意見を述べることができた。
評価項目 2			学校の教育目標と学校支援活動とのつながりを意識して、協議会で協議を重ねた。
			熟議の結果、学校、家庭、地域がそれぞれ実行すべきこと、役割分担が明確になった。
			これまで行われてきた学校支援活動についても、教育目標とのつながりや学校、家庭、地域の役割分担を考え、見直すことができた。
			協議会で決定し、実施した学校支援活動について、振り返りや反省を行った。